

多監発第17号
令和4年8月19日

多良木町長 吉瀬 浩一郎 様
多良木町議会議長 高橋 裕子 様
多良木町教育長 佐藤 邦壽 様

多良木町監査委員 山崎 信治
多良木町監査委員 坂口 幸法

令和3年度財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第199条第7項並びに多良木町監査委員に関する条例第5条の規定により監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を報告します。

記

1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項並びに多良木町監査委員に関する条例第5条の規定により審査を実施した。

2 補助金の趣旨

補助金の本来の趣旨は、組織力や運営基盤がぜい弱な初期段階の支援措置として団体が自立できるまでの一定期間について行われるべきものである。

3 補助金のあり方

団体等の維持・存続を目的とする経費（人件費等）や施設運営費に対して補助する「運営費補助」ではなく、原則として事業を実施する上で必要となる経費に対して補助する「事業費補助」が望ましい。

4 監査の目的

補助金は町民からの税金等を使って交付する以上、透明性の確保や説明責任が強く要求されることから、財政支援団体について客観的に公益性が認められるか、また、適格性が認められるかどうかについて検証、確認することを目的として実施した。

5 令和3年度財政支援団体に対する補助金の交付状況

令和3年度において、財政支援団体に対する補助金は、団体数93件、総額253,593千円で昨年度より81,359千円の増となっている。

6 監査対象団体

監査対象団体の選定に当たっては、補助金の交付を受けている財政支援団体の中から、補助金額が多額である団体、前回の監査から相当期間経過している団体を選定した。

- (1) 多良木町文化協会
- (2) 多良木中学校（運動部）
- (3) 黒肥地小学校緑の少年団
- (4) 障害児保育事業（町内5保育園）
- (5) 多良木町食生活改善推進員協議会
- (6) たらぎ観光案内人協会
- (7) 多良木町観光協会
- (8) 一般財団法人たらぎまちづくり推進機構

7 監査項目

補助金の目的が十分達成され、財政支援団体の目的に沿った事業活動が実施されているかを着眼点として、以下の項目を中心に審査した。

(1) 担当課

- ア 補助の目的が規則及び要綱等により明確に定められているか。
- イ 財政支援団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- ウ 補助金の交付手続は適正か、また、交付時期は適切か。
- エ 補助の効果及び補助事業の執行状況を確認するため、実績報告の審査等が行われているか。
- オ 補助金の精算及び返還手続は適正に行われているか。

(2) 財政援助団体

- ア 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- イ 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- ウ 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収証等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- エ 精算報告は、適正に行われているか。

8 監査場所

多良木町役場 監査室

9 監査結果

(1) 担当課

- ア 補助の目的が規則及び要綱等により明確に定められているか。
各団体補助金交付要綱等により明確に定められている。
- イ 財政支援団体に対する指導監督は適切に行われているか。
担当課による指導監督は適切に行われている。
- ウ 補助金の交付手続は適正か、また、交付時期は適切か。
補助金の交付手続及び交付時期に問題のある団体はなかった。
- エ 補助の効果及び補助事業の執行状況を確認するため、実績報告の審査等が行われているか。
実績報告の審査等は、概ね実施されている。
- オ 補助金の精算及び返還手続は定期性に行われているか。
精算及び返還手続等は、概ね適正に行われている。

(2) 財政援助団体

ア 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

令和3年度においては、団体の目的に沿って事業計画が策定されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業活動を制限され当初計画を変更せざるを得なかった団体が多く、交付を受けた補助金の一部を返還した団体が複数あった。

イ 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。

各団体とも会計処理は概ね適正に行われていた。

ウ 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収証等の証拠書類の整備、保存は適切か。

領収証等は概ね適切に保存されているが、会計処理の知識不足や経験不足により、出納関係帳票の記帳が分かりにくい団体が散見されたため、担当課による指導が必要と見込まれる。

エ 精算報告は、適正に行われているか。

各団体とも精算報告は、概ね適正に行われていた。

10 総括

(1) 令和3年度の監査対象には、多良木町の観光開発等に関係する団体が複数あったが、各団体単独で事業を行っており、各団体間の情報の共有や連携が不足している実態が感じられた。今後は各団体が情報の共有を図るとともに連携した事業に取り組むことで効果も高まると見込まれる。

(2) 町職員が事務局、会計を務めるなど、過度な行政支援に当たる団体があったことから、団体の自主性を促すためにも、事務局及び会計については、団体において行うよう指導が必要である。

(3) 補助金額については、補助金交付要綱に定められているが、ここ数年同額が交付されている団体が多い状況にある。

設立後間もない団体については、組織力や運営基盤が弱い面があるため、自立できるまでの一定期間は運営費に対する補助も必要と見込まれるが、その場合においても対象となる経費の範囲を明確にし、かつ終期を設定し段階的に補助金額を見直すべきである。

(4) 町単独の補助金については、同一団体への交付は原則として「サンセット方式」として、3年程度の終期を設定し、終期が到来した時点で「ゼロベース」で補助事業を見直すべきと考える。

最後に、各団体の活動が多良木町の活性化につながるよう期待するとともに、各団体において事業に積極的に取り組まれておられる会員等の皆様に敬意を表して総括としたい。

なお、補助団体別の監査結果については、監査講評時に個別に申し述べたので、省略する。